

## 社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2009年4月25日(土) 定例研究会報告

テーマ： ミニシンポ「自衛隊ソマリア派兵『海賊対処法』を考える」

報告者： 「基調報告」半田 滋 氏(東京新聞編集委員)

「国際法の視点から」藤本俊明 氏(神奈川大学非常勤講師)

「憲法の視点から」内藤光博 所員(専修大学法学部教授)

司会・コメンテーター：筑紫建彦 氏(けんぼう市民フォーラム)

時 間： 14:00～17:00

場 所： 専修大学神田校舎7号館731教室

参加人数：120名

共 催： けんぼう市民フォーラム

報告内容概略：

基調報告で半田滋氏は、第1に、現在のソマリア沖アデン湾の海賊対策のために派遣された海上自衛隊の海上警備行動の実態について、1回あたりの警護船舶は平均2.9隻、見込みでは10隻であり、防衛省の見込み違いがあったことを指摘した。第2に、自衛隊の海外派遣は18年ぶりであり、これまでの海外派遣関連法とは異質のものであること、これまでの海賊対策には海上保安庁の実績が無視されたこと、P3C哨戒機2機の派遣で「対米支援」が強まることなどが強調した。

藤本報告では、国際法の視点から海賊対象法案の問題点が指摘された。国際法では、国連海洋法条約(1982年)により、すべての国が公海海上警察権や裁判権を行使できるという国際慣習法を法典化されたこと、「海上航行の安全を害する不法行為の防止に関する条約」(1988年)が、従来の海賊行為の要件に該当しない海上テロ行為を新たに「国際法上の犯罪」と定め、航空機の不法奪取の例にならない裁判権を設定したことなどが報告された。また、海賊対策など国際犯罪に対しては、自衛権と警察権が交錯する「集团的警察権」とも呼ぶべき新たな位置づけが必要であることが強調された。

内藤報告では、憲法の視点から、自衛隊の海上警備行動の発令は、憲法のみならず、自衛隊法自体にも反すること、海賊対処法の制定は、自衛隊の武器使用の緩和、海賊対策のための海賊対処行動を新たに自衛隊の本務とすること、海賊対策のためには自衛隊はあらゆる地域に出動でき、守るべき船舶も外国船舶などを含むことから、集团的自衛権の行使の可能性があること、海賊対処法は自衛隊派遣恒久法のさきがけになることなどが主張された。

また、筑紫氏は、海賊対処法の国会での議論の内容と問題点を指摘した。

記：専修大学法学部・内藤光博

2009年5月16日(土) 定例研究会報告

テーマ： ドイツの「たたかう民主主義」と日本国憲法の民主主義

報告者： 内田雅敏 氏 (弁護士)

「問題提起」

石村 修 所員 (専修大学法科大学院教授)

「ドイツ基本法60年と『たたかう民主主義』」

内藤光博 所員 (専修大学法学部教授)

「日本国憲法の民主主義」

司 会： 古川 純 所員 (専修大学法学部・法科大学院教授)

時 間： 14:00~17:30

場 所： 専修大学神田校舎7号館782教室

共 催： NPO 現代の理論・社会フォーラム

参加人数：30名

報告内容概略：

内田報告では、ドイツのケルンでネオ・ナチが反イスラムの国際会議を開こうとしたところ、これに反対する市民らが会場入口を封鎖し、実力で妨害し、遂には市長の中止命令により集会が中止になったという事例をあげ、これは、ドイツ憲法の「たたかう民主主義」からの帰結であり、このことをどのように考えるか、また日本国憲法でも、市民による「非暴力直接行動」は許されるのではないかとの問題提起がなされた。

石村報告では、ドイツ憲法の専門の立場から、ドイツ憲法の「たたかう民主主義」について詳細な分析がなされ、民主主義は、国民の意思決定によって国政を運営する政治システムであり、民主主義を支える条件として、自由と平等、とくに思想・表現の自由など精神的自由権を保障することが不可欠であるが、民主主義のシステムは、国民が自ら自由を放棄し、民主主義を廃止する意思決定を行うことも可能である。しかし、これは「民主主義体制の自殺」であり、独裁制を導くことになる(ナチスの台頭)。したがって、「民主主義体制」そのものに憲法的価値を認める立場からは、「民主主義体制を否定する自由」を制限し、「国民に民主主義体制の維持を誓約させる(憲法忠誠義務)」という制度的保障を採ることも考えられる。このような「民主主義による手続で民主主義体制を否定する者から、民主主義体制を擁護する」という考えが「たたかう民主主義」であるとされた。

内藤報告では、日本国憲法は、価値関係的であり、民主主義・平和主義・個人の尊重、人権保障という価値観に立脚しているが、その基本的スタンスは価値相対主義・多元主義であり、ドイツ基本法とは根本的によって立つ憲法観や民主主義に対する考え方が異なるとした。「たたかう民主主義」は、民主制を守るという目的で、権力にとって都合の悪い思想が抑圧される可能性があり、民主主義にとっての基本的な前提基盤が民主主義の名において破壊される可能性があるかと主張した。またドイツのケルンの事例は、「たたかう民主主義」が、人々の法的確信にまで高められているからこそ肯定されるのであり、日本国憲法の民主主義からは否定されるであろうとした。

記：専修大学法学部・内藤光博